

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する特例を定める規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(休暇の事由及び期間)</p> <p>第2条 教職員が、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、当該要件を満たす限りの期間において、特別の有給休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業（これに相当する事情のあるものを含む。）により、教職員自らが子（<u>令和2年3月31日において満12歳以下である子</u>に限る。ただし、特別支援学校に在学する子にあっては、この限りでない。）の世話を行わなければ、その養育に著しい支障が生じるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(休暇の事由及び期間)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業（これに相当する事情のあるものを含む。）により、教職員自らが子（<u>小学校第6学年の終期を経過するまでの子</u>に限る。ただし、特別支援学校に在学する子にあっては、この限りでない。）の世話を行わなければ、その養育に著しい支障が生じるものであること。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月17日から施行する。</p>